

新規化学物質に係る試験並びに第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令（抜粋）

（昭和四十九年七月十三日総理府・厚生省・通商産業省令第一号）

最終改正：平成一五年一月二一日厚生労働省・経済産業省・環境省令第三号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四条第四項の規定に基づき、新規化学物質に係る試験の項目等を定める命令を次のように定める。

（略）

第二条の四 法第五条の四第一項の有害性の調査は、次のとおりとする。

- 一 継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあるものであるかどうかについては、慢性毒性、生殖能及び後世代に及ぼす影響、催奇形性、変異原性、がん原性、生体内運命又は薬理学的特性についての調査とする。
- 二 継続的に摂取される場合には高次捕食動物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるものであるかどうかについては、ほ乳類の生殖能及び後世代に及ぼす影響又は鳥類の繁殖に及ぼす影響についての調査とする。

（略）

第四条 第二条から第二条の三までの試験は、試験成績の信頼性を確保するために必要な施設、機器、職員等を有し、かつ、適正に運営管理されていると認められる試験施設等において実施されなければならない。

- 2 前項の規定は、第一条の知見を得るために行われた試験並びに第二条の四及び前条の調査のための試験について準用する。